

地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
和歌山県
- 2 地域再生計画の名称
高野熊野世界遺産保全・活用計画
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
地域再生計画認定の日から概ね5年

4 地域再生計画の意義と目標

本県では、高野・熊野を含む「紀伊山地の霊場と参詣道 (Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range, and the Cultural Landscapes that Surround Them)」の世界遺産登録をめざしており、平成15年1月には、政府からユネスコ世界遺産センターに対し「登録推薦書」が送付され、平成16年6月に、登録が見込まれている。

高野地域は、弘法大師(空海)が806年に唐から帰国し、真言密教の総本山金剛峯寺を開いた「日本人の心のふるさと」と言える地域である。また、熊野地域は平安時代から鎌倉時代にかけては「蟻の熊野詣」と言われるほど、当時に上皇・貴族から庶民に至るまで様々な人々のはるばる訪れた「信仰の地」であり、平成11年には、同地域で、「癒し」(平成11年流行語大賞受賞)をテーマに南紀熊野体験博が開催され、体験型観光の先駆けとなった地域でもある。

また、本県は、上記のような優れた自然環境や歴史文化資源を有するなどの地域特性を活かし、和歌山を都市住民にとっての「心のふるさと」として定着させることを目標にした「新ふるさと創り」に取り組んでいるところである。

本地域再生計画は、高野山や熊野三山の「霊場」、「参詣道」といった世界遺産の資源はもちろん、滝や奥深い山など信仰の対象となる自然の景物や、それと一体となった田園や町並など人の生活文化が形成した文化的景観を、確実に「保全」するとともに、地域の恵まれた自然・歴史・文化を地域住民と一体となって、積極的な「活用」を図ることで世界遺産を核とした地域づくりを目指すものである。上記の「新ふるさと創り」の取組や「和歌山県高野熊野世界遺産保全・活用プラン」の取組などと連携し、総合的に地域の再生・活性化を図ることとする。

具体的には、まず「保全」の取組として、「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する霊場及び参詣道等の資産（コアゾーン）については、文化財保護法により厳密な現状維持を図るなど、「制度・施策による保全」を行う。さらに、参詣道等と一体となった森林などの自然景観を次世代に引き継いでいくため、森林保全のための基金の募集、民間企業やボランティア等による森づくりの促進等を行い、地元の住民の活動のみならず、県内外の人々との協働による、「住民や来訪者を含む県内外の人々による保全」を確実にを行う。

また、「活用」の取組として、「新ふるさと創り」の取組の1つである体験型観光の推進のための方策として、熊野古道を訪れる来訪者が分かりやすく、安全で快適に過ごせるよう「案内標識等サイン類の様式の統一」や「案内標識に関するガイドラインの策定」、「地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」設置」、「まちづくり交付金の創設」といった支援措置を活用し、観光客の受け入れ態勢を整えるとともに、世界遺産を中心に据えた大型観光キャンペーンをはじめとする誘客PR・情報発信等により、本県の魅力をアピールし、来訪者の増大を図るほか、新たな世界遺産関連の産品・商品の開発を促進するなどにより、地域の振興を図るものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

平成16年度、高野熊野の世界遺産登録を契機にした和歌山県全域で大型キャンペーンを実施することにより、県内の入り込み客を200万人増加させる（平成15年3000万人）ことを目標にしている。

こうしたことから、本計画による来訪客の受入態勢の整備を図ること等、本計画により総合的な観光を中心とした振興策を講じることにより、本県への入り込み客について、今後概ね5年間で3割増加させることを目標に、世界遺産の保全とともに観光を中心とした世界遺産の活用を図る。また、高野熊野は、日本人のこころのふるさととも言えるべき地域であり、東洋の精神文化を体験できる地域であることから、我が国への外国人旅行者の倍増を目指す国のビジット・ジャパン・キャンペーンとも連携を図りつつ、都市との交流はもとより、全世界との交流の深化を目指し、21世紀のリーディング産業のひとつと言われている観光による地域の活性化と様々なホスピタリティやコミュニティサービスによる雇用創出を考えている。

以上、本地域再生計画に基づき総合的に展開するなど、地域の創意と工夫による地域再生の取組の経済的社会的効果は多大であると考えられる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
- 208004 案内標識等サイン類の様式の統一
- 230007 案内標識に関するガイドラインの策定

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 和歌山県世界遺産保全・活用プラン

ア 制度・施策による保全

「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する霊場及び参詣道等の資産（コアゾーン）は、文化財保護法により厳密な現状維持を図る。

維持の方策については、「紀伊山地の霊場と参詣道に関する包括的な保存管理計画」、「熊野三山保存管理計画」、「金剛峯寺境内・丹生都比売神社境内保存管理計画」、「和歌山県参詣道保存管理計画」や、市町村毎に策定される各保存管理計画に基づき適正な整備や修繕にあたり、確実な保存・管理を行う。

また、世界遺産は、コアゾーンにあわせ周辺のバッファゾーンの保全も同等に重視されることから、自然公園法、森林法、市町村景観保全条例、県立自然公園条例等により一定基準以上の開発行為を抑制するとともに、適正な森林管理を推進し、また市町村景観保全条例に基づく「景観保全計画」などにより町並や森林景観の保全を図る。

その他、針葉樹の間伐や広葉樹の植栽等を促進、環境保全監視体制の充実、資産の防災対策など、積極的な保全に向けての施策の推進を図る。

イ 住民や来訪者による保全

世界遺産を保全し次世代に引き継いでいくには、法令や行政の取組、地元の住民の活動に加え、世界遺産を訪れる方々と共に考え、お互いが世界遺産の共通認識を持ちながら保全を進めていくことが大切であるため、世界遺産を訪れる方々と一緒に考えながら、世界遺産を訪問するうえでの守るべき約束「紀伊山地参詣道ルール（仮称）」（カントリーコード）を作り、来訪者に広く知ってもらおう。

また、景観の保全面では、森林保全のための基金の募集、民間企業やボランティア等による森づくりの促進等を進め、県内外の人々との協働による保全活動を進めるほか、「みんなで守り育てる世界遺産」の気運を、学校教育や生涯学習の場をはじめ、広く社会全体で醸成するための啓発を推進する。

ウ 来訪者の受入態勢の整備

《ハード面の整備》

「参詣道」に関しては、施設整備に係る国庫補助制度があり、これまでもその都度整備が進められてきた状況にあるが、世界遺産登録を機会に、ルートごとの様式の統一化、整備必要箇所の精査等を行いながら、補助制度等を効果的に活用し、次の施設の計画的な整備を進める。（再掲）

・サイン（道路標識、案内標識、案内板、など）・トイレ・休憩施設

《ソフト面の整備》

各資産、アクセス方法、宿泊等の必要な情報が提供できるように、世界遺

産登録地域及びその周辺にインフォメーション機能を整備するとともに、これらのネットワーク化を図り、来訪者に適切な情報を提供できる態勢を整備する。

また、来訪者に対する人的なサービスを充実するため、外国語も含めたガイドや語り部の資質の向上、人材募集を進めるほか、各民間団体間のネットワークの強化を図る。

このほか、来訪者にとって使いやすく分かりやすいウォークマップ等の情報ツールを充実する。

各資産へのアクセス向上のため、既存のバス路線の充実やコミュニティバスなどの積極的な活用を公共交通機関及び関係自治体にはたらきかける。

さらに、参詣道利用者の緊急時の連絡態勢については、携帯電話の通話可能地域の拡大を関係機関にはたらきかけるほか、市町村での「緊急対応マニュアル」等の整備を促進する。

エ 注目度のアップ

平成13年9月の国際会議「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」での議論、つまり「観光は、文化交流及び文化保存の牽引力となり得るものであり、特に巡礼、旅程、道の保全、説明、利用に資するものである。」との結論を踏まえ、世界遺産を中心に据えた大型観光キャンペーンをはじめとする国内外への誘客PR、首都圏や全国へのイメージアップ広報等の誘客施策や情報発信を行うとともに、国内外の人々との交流の場づくりや、来訪者が何度でも訪れたいような地域ホスピタリティの醸成を図る。

また、世界遺産周辺、あるいは世界遺産外の古道（街道）沿線の文化財や自然景観、風情ある町並み、地元産品、さらには偉人・伝承など魅力ある地域の資源に改めてスポットを当て、世界遺産も含めた様々な本県の魅力をアピールするとともに、新たな世界遺産関連の産品・商品の開発を促進するなど、地域の魅力をさらに高めながら、世界遺産とうまく絡めた地域の振興を図る。

オ その他の取組

世界遺産を積極的に受け止める県民の基本姿勢を明らかにするなどを目的とした「和歌山県世界遺産基本条例（仮称）」の制定を検討する。

さらに、世界遺産の保全・研究調査や観光・文化の情報発信等の拠点づくりについて検討を進める。

（2）熊野健康村事業

熊野本宮地域の地域住民をはじめ、都市部の職域・団体などのネット住民に対して、「健康・生き甲斐づくり」「自然」「歴史」などをテーマに、ITを活用した健康管理・スポーツ相談を行うことや熊野古道の現地案内や情報発信などを行い地域の活性化を図る。

（3）新ふるさと創り事業

ア 的確なニーズ把握・情報発信

都市住民の農山村等への交流・定住ニーズの高まりに対応し、都市住

民（顧客、消費者）の具体的なニーズを把握し、地域で体験農園や産地直売、体験観光等に取り組む事業者や実施団体にフィードバックさせる仕組みづくりに取り組む。

イ 都市との交流事業

グリーンツーリズムなどの都市農村交流型アグリビジネス支援等により体験型観光を振興するとともに、自治体間や学校間交流など、交流を推進する。

ウ 地域資源の有効活用・積極的活用

地域が持つ自然や人、歴史・文化、生活風土、催し物、食べ物などの資源を新たな視点で見直し、新たな産業興しやブランド化を推進する。

エ 緑の雇用事業等を活用した総合的な定住政策

森林整備など環境をキーワードにした雇用機会の創出や新たな田舎型ビジネスの創業を支援するとともに、新世紀山村居住モデル実験事業や緑の雇用担い手住宅整備など住環境整備を推進する。

オ Iターン者等の受け入れ体制整備

Iターン希望者等の円滑な定住を促進するため、地域住民が一体となって定住に関する相談やアドバイス等の支援活動を行う「人づくり」・「組織づくり」とともに、Iターン者等への就農支援資金の貸し付け、農林業技術研修などによる人材の育成を推進する。

(4) 新ふるさと創り特区（平成15年4月21日認定）

高野地域の麓を流れる紀の川流域において京阪神地域の都市住民に対し、週末等を利用したアグリツーリズムにより、都市と地方の交流を促進することや、県土地開発公社保有地の有効活用を図るため、アジア最大規模(40ヘクタール)のトマトのハイテク生産工場の誘致など地域特性に応じた起業を促進するとともに、熊野を含む紀中・紀南地域において緑の雇用事業の推進に併せて、Iターン者が農業など複数の収入源を得る条件を整備し都市から地方への定住を促進することを総合的に推進することにより「都市から地方への人口の逆流動」に結びつけ、新ふるさとを形成する構造改革特区。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業
特になし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

1 1 2 0 3 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

和歌山県、和歌山県橋本市、新宮市、かつらぎ町、高野口町、九度山町
高野町、花園村、白浜町、日置川町、すさみ町、中辺路町、本宮町
熊野川町、那智勝浦町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本世界遺産の資産を有する地域は、本県のほか奈良県・三重県にまたがる広範囲な地域である。

また、世界遺産としては「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録される予定であるが、例えば奈良県の修験道と本県の熊野古道といった性格が若干異なる資産が存在する。

以上を踏まえて、県域を越えた「紀伊山地の霊場と参詣道」としての共同のPRの実施などの情報発信や観光交流空間づくりに取り組む際の交通事業者との調整・連携など県域を越えた連携を実施する際のコーディネートが不可欠である。

さらに、案内標識等サイン類の様式の統一については三県共同で行うことが効果的であり、また来訪者の受け入れ態勢の整備を行うため、参詣道沿道の道標やトイレなどの整備を行うことを検討する市町村の相談などのため、近畿地方整備局、近畿運輸局の総合的な相談支援が不可欠である。

別紙

- 1 支援措置の番号及び名称
208004 案内標識等サイン類の様式の統一
- 2 当該支援措置を受けようとする者
和歌山県、和歌山県橋本市、新宮市、かつらぎ町、高野口町、九度山町
高野町、花園村、白浜町、日置川町、すさみ町、中辺路町、本宮町
熊野川町、那智勝浦町
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
現在、熊野古道の案内標識は一つの箇所に国庫補助金の関係などで何種類もの標識が併存するところがあるが、熊野古道を訪れる旅行者等が、分かりやすく訪れることができるようにするとともに、景観を保全することが必要である。
このため、当該支援措置の内容に従い、熊野古道案内板や総合観光案内板、駐車場案内看板等の整備を行うほか、案内標識等の整備を推進し、来訪者の受け入れ態勢の整備を図る。

別紙

- 1 支援措置の番号及び名称
230007 案内標識に関するガイドラインの策定
- 2 当該支援措置を受けようとする者
和歌山県、和歌山県橋本市、新宮市、かつらぎ町、高野口町、九度山町
高野町、花園村、白浜町、日置川町、すさみ町、中辺路町、本宮町
熊野川町、那智勝浦町
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容
現在、熊野古道の案内標識は一つの箇所に国庫補助金の関係などで何種類もの標識が併存するところがあるが、外国人を含めた熊野古道を訪れる旅行者等が、分かりやすく訪れることができるようにするとともに、景観を保全することが必要である。
このため、道路、河川、公園、交通機関、観光施設、自然公園施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、とりまとめられる「観光活性化標識ガイドライン」の内容に従い、熊野古道案内板や総合観光案内板、駐車場案内看板等の整備を行うほか、案内標識等の整備を推進し、来訪者の受け入れ態勢の整備を図る。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212028 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

和歌山県橋本市、新宮市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町
花園村、白浜町、日置川町、すさみ町、中辺路町、本宮町、熊野川町
那智勝浦町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

高野町において、平成16年度において、世界遺産の町の景観形成のため、電線地中化事業に取り組む。

なお、平成17年度以降、本宮町において、世界遺産周辺の町並みの景観形成のための電線地中化、来訪者のための案内板、休憩施設、駐車場の整備、熊野古道や周辺遊歩道の整備や住民団体等が実施する古道パトロール・古道ガイド・歴史ガイドに取り組むほかビジターセンターの建設を検討する。

また、高野口町において駅前から高野山町石道への高野街道とその周辺の整備を検討するほか、那智勝浦町において補陀洛山寺・那智駅前の環境整備や那智山周辺の環境整備を検討するほか、他の市町においても世界遺産にふさわしいまちづくりや文化的景観を活かした個性あるまちづくりを目指し、来訪者の受け入れ態勢の整備を検討する。

これにより、県として、県内の世界遺産等の相互連携を図り、来訪者が何度でも訪れたくなるような統一された受け入れ態勢の整備を促進するものである。